

お知らせとお願い

納期限内の賦課金納入にご協力をお願いします!

土地改良区の運営は、皆様の賦課金によってまかなわれております。各地区の特別賦課金は、ほ場整備事業等の償還、日常の施設管理、災害発生時のための基金の財源となります。

未納されますと、これらに支障をきたすこととなります。令和3年度賦課金をまだ納めていない方は、至急納入して下さるようお願いいたします。どうしても納期限までに一括納付できない場合は、事前に賦課徴収係にご連絡いただければ、分割納入等のご相談をさせていただきます。何のご連絡もないままに未納されますと、税金同様、国税徴収法に準じて差し押さえ等の滞納処分をさせていただくこととなりますので、必ずご連絡下さるようお願いいたします。農業委員会等で手続きを行っても、土地改良区への届け出がなければ土地原簿や組合員名簿等台帳の修正、賦課金の変更は行われませんのでご注意ください。

～ホームページ全面リニューアルのお知らせ～

通水に関するお知らせ、新庄土地改良区の最新情報等、組合員の皆様にとって有意義でお役に立つ情報をホームページで随時発信してまいりますので、是非ご覧になってください! 貴重なご意見・ご投稿もお待ちしています。

新庄土地改良区HPサイト

<https://midorinet-shinjo.jp/>



申請書等の様式がこちらでダウンロードできます。以下の手続きの際は是非ご利用ください!

- ① 組合員資格に変更があったとき(資格得喪通知)
- ② 賦課金負担を変更するとき(賦課金負担区分通知書)
- ③ 農地を転用するとき(地区除外申請書)
- ④ 土地改良施設を使用するとき(土地改良施設他目的使用申請書)
- ⑤ 賦課金口座振替に変えるとき又は名義や指定口座番号を変更したとき(新庄土地改良区賦課金口座振替依頼書)

【編集後記】

区報の表紙は、令和4年より5分水工に接続し稼働した揚水機場と山形新幹線つばさの写真と事務所付近で撮影した夕焼け空の写真を掲載しました。冬の厳しさを乗り越えるための対策とたんぼまで向かう農業用水を優しく包む夕焼けが一息ついて未来に向かって進むことを応援するような風景に見えました。今後も美しい風景がある田園都市しんじょうを区報でお届けしてまいります。

第37号 令和4年3月1日

発行所
みどり
水土里ネットしんじょう

新庄市金沢字宮ノ次郎4273番3
TEL.0233-22-3588 FAX.0233-22-2335
URL <https://midorinet-shinjo.jp>